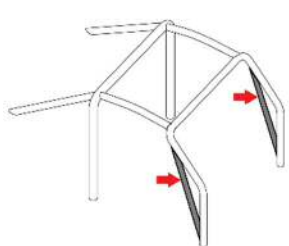


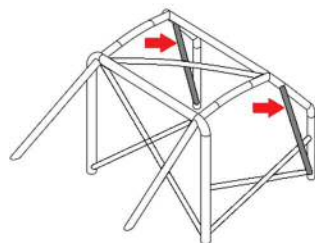
2019年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定の制定

下線部：改正箇所

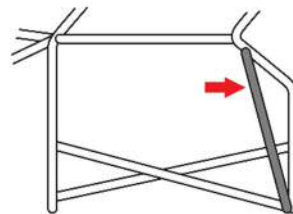
2019年規定	2018年規定
第1章 一般規定 (略)	第1章 一般規定 (略)
第2章 スピードP車両規定 (略)	第2章 スピードP車両規定 (略)
第3章 スピードPN車両規定 (略)	第3章 スピードPN車両規定 (略)
第4章 スピードN車両規定 (略)	第4章 スピードN車両規定 (略)
第5章 スピードSA車両規定	第5章 スピードSA車両規定
第1条 安全規定	第1条 安全規定
1.1)～1.3) (略)	1.1)～1.3) (略)
1.4) ロールバー	1.4) ロールバー
1)～4) (略)	1)～4) (略)
5) ロールケージを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。 <b>(※1)</b>	5) ロールケージを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。
<u>2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの)および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの)で2018年11月1日以降に継続生産された車両については、競技会開催場所(公認コース)内に限り、フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱の補強バー(第5-3図～第5-5図参照)を取り付けることが認められる。</u>	



第5-3図



第5-4図



第5-5図

6) ~10) (略)

1.5)~1.6) (略)

第2条~第9条 (略)

第6章 スピードSAX車両規定 (略)

第7章 スピードB車両規定

第1条 安全規定

1.1)~1.4) (略)

1.5) ロールバー

すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。

なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のスチール材のロールバーを取り付けること。高電圧部位及びその配線などに接触の恐れがないように取り付けること。

ロールケージを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。(※1)

2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの)および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの)で2018年11月1日以降に継続生産された車両については、競技会開催場所(公認コース)内に限り、フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの

6) ~10) (略)

1.5)~1.6) (略)

第2条~第9条 (略)

第6章 スピードSAX車両規定 (略)

第7章 スピードB車両規定

第1条 安全規定

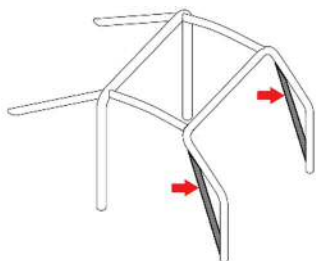
1.1)~1.4) (略)

1.5) ロールバー

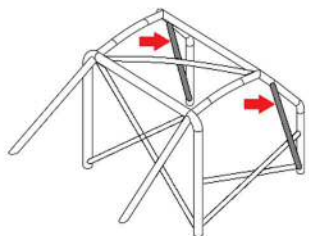
すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。

なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のスチール材のロールバーを取り付けること。高電圧部位及びその配線などに接触の恐れがないように取り付けること。

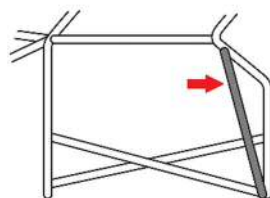
支柱の補強バー（第7-3図～第7-5図参照）を取り付けることが認められる。



第7-3図



第7-4図



第7-5図

1.6)～1.7) (略)  
第2条～第9条 (略)

第8章 スピードSC車両規定 (略)

第9章 スピードD車両規定 (略)

第10章 スピードAE車両規定 (略)

以上

補足解説:

※1: 本編第2章、第3章、第4章、第5章、第6章および第10章の各章の安全規定「ロールバー」5) (第6章のみ上記2の通り) におけるフロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱はロールケージ装着に伴い視界を妨げないようにAピラーの範囲内に収まっていなければならない。特に2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車 (当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの) および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車 (当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの) で2018年11月1日以降に継続生産された車両は留意すること。

1.6)～1.7) (略)  
第2条～第9条 (略)

第8章 スピードSC車両規定 (略)

第9章 スピードD車両規定 (略)

第10章 スピードAE車両規定 (略)

以上